

介 保 号 外
令 和 2 年 9 月 3 日

奈良県地域密着型サービス外部評価機関 代表者様

奈良県医療・介護保険局介護保険課長
(公 印 省 略)

地域密着型サービス外部評価の臨時的な取扱いについて（依頼）

平素より、本県の介護保険行政にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

地域密着型サービス外部評価の実施について、別添の厚生労働省 Q&A（令和2年2月28日付事務連絡）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、事業所や地域の実情を勘案し、柔軟に取り扱って差し支えないと示されています。

本県でも、新型コロナウイルス感染症が拡大している実情を踏まえ、地域密着型サービス外部評価について、下記のとおり取り扱って差し支えないものとします。

つきましては、貴機関におかれましても、事業所への訪問調査についての臨時的な取扱いに御理解、御協力をお願いいたします。

なお、本件について、各市町村にも同内容の依頼をしていること、下記ホームページにより各事業所に周知していることを申し添えます。

【奈良県介護保険課ホームページ：地域密着型サービスの外部評価について】

<http://www.pref.nara.jp/item/100396.htm#itemid100396>

記

1 実施方法について

地域密着型サービス外部評価の訪問調査は原則として例年通り実施する。ただし、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業所が希望する場合は、代替措置により対応しても差し支えない。代替措置としては、文書、写真、動画、電話、テレビ電話等を組み合わせて活用し、事業所を訪問する場合と同内容の調査を行うことを想定している。

2 実施時期について

令和2年度の訪問調査について、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、事業所が希望する場合は、実施時期を延期しても差し支えない。ただし、原則として令和3年3月末日までに実施することとする。

奈良県 介護保険課 介護事業係
TEL：0742-27-8532